

高齢者虐待防止のための指針

R7年4月1日 作成

第1条 事業所における高齢者虐待防止に関する考え方

当ステーションは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に関する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る

- (1)身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2)介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3)心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4)性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること
- (5)経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記の(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止委員会を設置する。

(1)委員会の役割

- ア虐待防止のための指針等整備
- イ虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ウ虐待の防止に関する担当者の選定(委員より専任する)
- エ虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- オ虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2)構成員

参加職種・人数に決まりはないが、管理部門や虐待防止担当者は必須

(3)委員会の開催頻度と記録

- ア委員会は年1回開催する
- イ虐待の発生または発生が疑われる場合は、その都度開催する
- ウ委員会の会議内容を記録する

注) 虐待防止委員会と身体拘束等適正化委員会は、それぞれの要件を満たす内容が検討できる場合は、一体的に設置してもよい

第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

ア虐待防止を目的とした職員研修を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する

注) 身体拘束等適正化のための職員研修が要件となっている事業所の場合は、身体拘束の適正化の職員研修を併せて実施してよい

イ研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める

ウ研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく

注) 虐待を発生させないためには、従業員が働きやすい職場であることがじゅうようであり、従業員から働き方改善に関する意見を出してもらい、運営に反映させる工夫も必要である

第5条 運営規定に高齢者虐待防止の取り組みを位置付ける

ア利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止委員会を設置し、年1回以上定期的に開催する

イ虐待防止を目的として年1回以上の職員研修を行う

ウ虐待防止責任者を配置し、虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める

エ万が一発生した場合、原因分析再発防止に努める

第6条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ア虐待等が発生または発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開し、客観的な事実確認を行う

イ虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する

ウ虐待者が職員であることが判明した場合は、厳粛に対処する

エ虐待が発生した原因と再発防止策を委員会に置いて討議し、職員等に周知する

第7条 虐待等が発生した場合の相談報告体制

ア利用者または家族等から虐待通報を受けた場合は、本心に従って対応する。相談窓口は、法人総務とする。

第8条 虐待等に係る苦情解決方法

ア 虐待等の苦情相談は、法人の総務が受付し内容を管理者に報告する。

イ苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

ウ対応の結果は相談者に報告する。

第9条 当該指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族が閲覧できるようホームページに載せる

第10条 その他

高齢者虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、サービスの質の向上を目指すように努める。